令和５年度事業計画及び令和５年度収支予算

自　令和５年４月　１日
至　令和６年３月３１日

３年にわたる新型コロナウィルス感染症の影響も、昨秋からようやく収束の方向に向かい、甚大な影響を受けていた日本の社会、経済活動の正常化が進みつつある一方で、エネルギー価格の高騰や世界的な景気後退懸念など依然として厳しい状況にある。

我々バス業界においても、様々な課題を抱えていることに加えて、３年にわたる新型コロナウィルス感染症の影響、燃料等の価格高騰なもあり、深刻な状況にある。

乗合バス及び高速バス事業は、利用客の減少により輸送人員はコロナ禍前には戻っておらず、約２割減少したままであり赤字が継続しており、収支状況は依然として厳しい状況にある。

一方、貸切バス事業にあってもコロナ禍で喪失した需要は依然として回復に至っておらず、国に対し全国旅行支援の２割の団体旅行枠の活用による団体旅行の需要喚起策の長期実施を求めるとともに、貸切バスの換気性能の良さを利用者に周知し、需要回復に取り組む必要がある。

さらに、バス事業の直面する最重要課題は、運転者不足への対応である。

コロナウィルス感染症により、運転者の離職が増え、乗合バスの便数削減や貸切バスにおいても、旅行輸送需要はあるが運転者不足により対応できないなど既にその影響が出ており、対応は待ったなしである。

今後、これらの諸問題に適確に対応し、ポストコロナにおいて、輸送サービスを持続可能なものとするためには、必要な運賃改定による収支の改善に努めるとともに、国及び地方公共団体等からの支援の強化が必要であり、国からの補助金の増額とともに、特別交付税の拡充

により、地方公共団体等からバス事業者に必要な支援が行なわれるような仕組みの構築に務めなければならないことから、国及び県に対しての各種要望活動等を行っていかなければならない。

また、バス事業にとって最重要の課題である安全の確保については、更なる安全・安心に対する意識の醸成を図るとともに、軽井沢スキーバス事故、昨年８月の愛知県下における高速道路上での乗合バス横転事故及び同10月の静岡県下県道における観光バス横転死傷事故等痛ましい事故を受けた防止対策の実効ある取り組みが求められている。

当協会としては、各自の営む事業を再点検し、安全・安心がすべてに優先するとの決意を持って事故防止対策に取り組むとともに、ポストコロナ（コロナ禍の後）を見据えて、バス業界の新たな発展・再生を図るため、関係行政機関や団体の支援・協力を得ながら、会員間で力を合わせて次の事業を積極的に推進していく。

１　コロナ禍等によるバス事業への影響に係る対応

(1)　コロナウイルス感染防止対策の徹底

車内消毒及び車内換気等の継続実施により、乗務員及び乗客へのコロナウィルスの感染防止対策を徹底する。

(2)　経営基盤の確立を目指す

日本バス協会や地方公共団体等関係機関・団体等と連携し、新型コロナウィルス感染症による経済的なダメージからの脱却を図り１日も早い経営基盤の確立を目指す。

(3)　各種要望活動の推進

必要に応じ、国・地方公共団体等関係機関に対してバス業界の意見・要望等活動の推進に努める。

(4)　会員同士の一致協力による業界全体の底上げを図る

会員相互の情報交換を密にして、一致協力して対処し、業界全体の底上げを図っていく。

2　バス事業関係諸制度等への対応

(1)　道路運送法の一部改正により導入された貸切バス事業許可の更新制度については、制度開始後６年が経過し、昨年度から２回目の更新を受けることとなり、今年は４事業者が事業の許可申請を受ける予定である。

また、九州貸切バス適正化センターによる巡回指導については、昨年度から、１年に１回、毎年指導を受けることとなり、今年度も継続して巡回指導を受けることになるので、これらに対する適確な対応を図る。

(2)　道路運送法や地域公共交通活性化及び再生に関する法律等の法制度への円滑な対応と運用状況の把握・情報の提供に努める。

3　安全輸送対策

(1)　国が一昨年３月公表した「事業用自動車総合安全プラン２０２５」を受けて日本バス協会が同年６月に策定した「バス事業における総合安全プラン２０２５」に基づき、各種安全対策を推進する。

(2)　全ての事業者に対し義務づけられた「運輸安全マネジメント」への円滑な取組みと定着化を図る。

(3)　運行管理体制を強化するとともに「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、飲酒運転防止対策を強化し積極的に推進する。

(4)　すべての道路における乗客のシートベルト着用を推進する。

(5)　乗合バス等の車内事故防止のため、「ゆとり運転・ゆとり乗降」「シートベルトの着用」の徹底を図るとともにバスの日キャンペーン等を利用してバス利用者の啓発に努める。

(6)　春・秋の全国交通安全運動や年末年始の安全総点検等の交通安全活動を積極的に推進する。

(7)　健康問題に起因する事故等を未然に防止するため、「運転適性診断」、「睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）検診」及び「脳ＭＲＩ検診」等を積極的に受診させ、その結果に基づいたフォローアップ

やきめ細かい労務管理が実践されるように支援を行う。

(8) バスジャック、テロ、地震・風水害等自然災害が発生した場合には、関係機関団体等との連携し、適確な対応を図るとともに、平時においては危機管理対策の周知徹底を図る。

4　貸切バス輸送秩序対策

(1)　事業者研修会や支部会については、できうる限り対面での開催によることとするが、今後のコロナウィルス感染症の発生状況をみながら、オンライン開催等開催方法の検討を行い開催に務めるとともに、各種研修会等への積極的な参加を呼びかけ、会員間の情報共有を図り、バス輸送秩序の維持向上に努める。

(2)　自治体、旅行業社をはじめ貸切バスの利用者に対し、新型コロナウィルス感染防止対策を施した安全・安心な貸切バスであることを継続してアピールするとともに、宮崎運輸支局等からの支援を受け、運賃・料金制度についての理解と協力を求める等経営改善に積極的に取組み貸切バス輸送サービスの向上に継続して努める。

5　運輸事業振興助成交付金事業

バスの安全･快適な輸送を確保するための「バス利用促進の広報啓発」、「衝突防止補助装置やドライブレコーダー導入」等の安全運行対策、その他、「適正化負担金助成」「大型第二種免許取得者雇用助成」「運転適性診断」、「睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）検診」及び「脳ＭＲＩ検診」等運輸事業振興助成交付金を活用した事業を積極的に推進する。

6　事故防止対策

(1)　運行管理者の業務指導

運行管理者が､適法且つ適正な業務管理を行なうよう指導する。

(2)　バス運転者の「改善基準の告示の改正」への対応

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準の告示）」は、バスなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性を踏まえて、全ての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間、休息期間、運転時間等の基準を定めている。

厚生労働省により新しい改善基準告示が令和４年12月23日に改正されており、令和６年４月の施行に向けて、会員事業者が円滑に準備できるように努める。

7　広報活動

(1)　「バスの日」等におけるバス利用促進イベント、街頭キャンペーン等を開催するほか、ポスター・チラシの作成配布、新聞広告を掲載するなどバス利用促進を図る。

(2)　高齢者や児童・生徒向けバスの乗り方教室を開催し、バスの快適で安全な利用とバス乗車マナーアップを図る。

(3)　「公益法人協会情報公開共同サイト」を活用し、エコ通勤割引等の情報提供に努めバスの利用促進を図る。

8　環境対策

自動車から排出される窒素酸化物等の総量の削減に努めるとともに「人と環境にやさしい」バスへの取り組みや通勤手段をマイカーから公共交通機関に転換することを促す「エコ通勤」の啓発により「大気環境の悪化」の抑制に努める。

9　その他

日本バス協会、諸官公庁等との連絡体制の強化、各種通達等の収集と協会会員への迅速な伝達を図る。

収支予算書総括表

令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

（単位：円）

科目	実施事業等会計	法人会計	合計
Ⅰ 事業活動収支の部			
1 事業活動収入			
会費等収入		15,054,000	15,054,000
雑収入		25,000	25,000
運輸事業振興助成交付金	8,893,000		8,893,000
活性化事業助成金	0		0
事業活動収入計	8,893,000	15,079,000	23,972,000
2 事業活動支出			
① 実施事業等会計			
給料手当	4,014,000		4,014,000
役員報酬	2,610,000		2,610,000
福利厚生費	1,203,300		1,203,300
旅費交通費	754,200		754,200
通信運搬費	724,500		724,500
消耗什器備品費	27,000		27,000
消耗品費	104,400		104,400
会議費	166,000		166,000
印刷製本費	72,900		72,900
賃借料	528,000		528,000
バス利用促進等事業費	87,000		87,000
調査表彰費	112,000		112,000
運輸事業交付金事業費	8,893,000		8,893,000
活性化助成事業費	0		0
② 法人会計			
給料手当		290,000	290,000
役員報酬		870,000	870,000
福利厚生費		136,700	136,700
旅費交通費		83,800	83,800
通信運搬費		80,500	80,500
消耗什器備品費		3,000	3,000
消耗品費		11,600	11,600
会議費		580,000	580,000
印刷製本費		8,100	8,100
賃借料		88,000	88,000
雑費		60,000	60,000
修繕費		10,000	10,000
水料光熱費		85,000	85,000
保険料		11,000	11,000
租税公課		22,000	22,000
支払負担金		2,818,000	2,818,000
渉外費		150,000	150,000
予備費		25,000	25,000
事業活動支出計	19,296,300	5,332,700	24,629,000
Ⅱ 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
①特定資産取崩収入			
投資活動収入計	0	0	0
2 投資活動支出			
①特定資産取得支出	720,000	80,000	800,000
投資活動支出計	720,000	80,000	800,000
Ⅲ 予備費支出			
当期収支差額			-1,457,000
前期繰越収支差額			5,407,959
次期繰越収支差額			3,950,959